

上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

上尾市長 畠山 稔

上尾市条例第15号

上尾市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

上尾市重度心身障害者医療費支給条例（昭和48年上尾市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中クをコとし、イからキまでをエからケまでとし、アの次に次のように加える。

イ 他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者

ウ 他の市町村が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の規定により、同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第3条第1項中第11号を第13号とし、第3号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 本市から援護を受け、本市の区域外に設置されている介護保険法第8条第1項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者

(4) 本市が、老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、本市の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第3条第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同項に次の3号を加える。

(5) 上尾市子ども医療費支給条例（昭和48年上尾市条例第23号）に基づき同条例第3条に規定する子ども医療費の支給を現に受けている者

(6) 上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成4年上尾市条例第28号）に基づき同条例第3条第1項に規定するひとり親家庭等医療費の支給を

現に受けている者

- (7) 他の市町村が行う重度心身障害者医療費の支給に相当する医療費の支給を現に受けている者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の上尾市重度心身障害者医療費支給条例第3条第1項第1号イ及びウ、第3号並びに第4号の規定は、この条例の施行の日以後に入居し、又は入所した者について適用し、同日前に入居し、又は入所した者については、なお従前の例による。